論文

日本学術会議の歴史認識・歴史教育・ ジェンダー分科会提言の今日的影響と問題点

髙橋史朗(麗澤大学大学院特任教授・モラロジー研究所教授)

はじめに

日本学術会議の提言・報告書を精査し、「歴史学とジェンダーに関する分科会」等が「歴史学におけるジェンダー主流化」を目指して、「歴史認識」を変える歴史教育改革をリードしてきたことが明らかになった。また、「世界史未履修」問題を「暗記科目批判」にすり替え、「歴史用語の精選」戦略に結びつけた高大連携歴史教育研究会と連携した日本学術会議の歴史教育分科会提言が、新科目『歴史総合』に反映し、「多面的・多角的」に「考え、議論する」「歴史的思考力」「アクティブ・ラーニング」重視の「基軸的な概念用語」を中心に据えた歴史教育改革と直結していることがわかった。

日本学術会議の歴史教育とジェンダーの分科会がドッキングして、ジェンダーで読み替える高校教科書作成という新局面を迎えた。従来の「歴史認識」を根本的に転換する新しい歴史の見方、捉え方のキーワードの代表例として打ち出されたのが「ジェンダー」という「基軸的な概念」に他ならない。日本学術会議の提言を読み解きつつ、提言の今日的影響と問題点について考察していきたい。

平成23年9月20日の日本学術会議史学委員会「歴史認識・歴史教育に関する分科会」報告は、次のように指摘している。

「女性や男性は本質的に存在するのではなく、女性/男性の差異化によって構築されるものであり、ジェンダーは、人種や民族、階級等とともに歴史の構成要素となり、社会の秩序化の基本となるのである。ジェンダー史のねらいはこの点にあり、第21期の『歴史学とジェンダーに関する分科会』は『歴史教育とジェンダー』をメインに活動し、高等学校の歴史教科書を詳細に分析した」「従来の男性権力者中心の歴史像とは異なる歴史の読み方、捉え方が求められている」「ジェンダー史は、従来の既成概念や『常識』を解体しながら、新たな『世界の見え方、捉え方』、そして、『世界の成り立ち』を学ぶ機会を提供するのである。」(姫岡とし子「歴史認識・歴史教育とジェンダー」)1

「高校で『世界史未履修』問題が発生した背景には、高校自体の問題だけでなく、大学入試のあり方や教科書執筆者が年々歴史用語を増やして生徒たちの『負担感』を増大させてきたという大学の研究者側の反省を迫る問題も潜在しているのである。」(油井大三郎「グローバル化時代に対応できる思考力育成型歴史教育を求めて」)²

最も注目されるのは、高校歴史教科書のサブテキストとして高校生・高校教員などを 読者対象にした『歴史を読み替える ジェンダーから見た日本史・世界史』(大月書店、 平成26年)が、科学研究費基盤 (B)「歴史教育におけるジェンダー視点の導入に関する比 較研究と教材の収集及び体系化」の3年間の共同研究の成果として出版されたことであるが、その中心的役割を果たしたのが日本学術会議の「歴史学とジェンダーに関する分科会」であった。

『ジェンダーから見た世界史』の「論点①家父長制とジェンダー」³によれば、ジェンダー史から歴史を読み替えるフェミニズム思想の1970~80年代半ばの中心テーマは、普遍的・非歴史的な「性支配」(「あらゆる領域で生じている、男による女の支配一般」)を表す概念として再定義された「家父長制(patriarchy)」であった。エンゲルスは『家族・私有財産・国家の起源』の中で、私有財産の成立とともに「女性の世界史的敗北」が起きたと説き、女性解放の前提条件として、①私有財産の廃止、②全ての女性の公的産業への復帰を主張した⁴。『性の弁証法』の著書があるカナダのシュラミス・ファイアストーンは同書を援用し、性差に基づく唯物史観の展開を試みた。男性の特権よりも性差による区別自体を撤廃すべきであると主張し、家父長制は生物学的性(生殖関係)の不平等に由来すると見なし、女性が生殖コントロール権を握ることと「家族の消滅が必要」と説いた⁵。また、「マルクス主義は、女性の抑圧構造の解明も階級支配に求め、階級支配が廃絶されれば、女性解放も自動的に達成されると考えた」6と述べている。

こうした特定のイデオロギー思想に基づき、「ジェンダー主流化」「グローバル化」「性の自由と家族の多様化」「歴史的思考力育成」等の大義名分を振りかざして、世界史と日本史を読み替え、こうした特定のイデオロギー的視点に立脚した「歴史用語の精選」の名の下に、教科書記述に多大な影響を与える歴史教育改革が、日本学術会議の多くの分科会が連携して多額の科研費を獲得した共同研究の成果を後ろ盾に推進されてきた経緯をつぶさに検証し、その歴史教育改革の問題点を明らかにしていきたい。

令和3年元旦の読売新聞一面のトップ記事によれば、海外から優秀な研究者を集める中国の人材招致プロジェクト「千人計画」に、少なくとも44人の日本人研究者が含まれ、24人が関与を認めているという。千人計画に参加した理由は、「多額の研究費などが保証され、研究環境が日本より魅力的」で、「数千万円の研究費が支給され、研究室には日本語が堪能な秘書が付き、永住権の付与や、無料の人間ドックなどの特典があった」という。44人の内、13人は日本の科研費を1億円以上獲得しており、13人が受け取った科研費の総額は約45億円に上り(個人の最高額は7億6790万円)、中国軍に近い国家国防科学技術工業局の監督下にある「国防7校」に所属していた研究者8人の内、5人は日本学術会議関係者であった。こうした日本学術会議と中国の「千人計画」や「科研費」との関係も明らかにする必要があろう。

1 歴史学におけるジェンダー主流化一ジェンダー史から 歴史を読み替える狙いは何か

ジェンダー史から歴史を読み替える狙いについて、『ジェンダーから見た世界史』は「序論 歴史学におけるジェンダー主流化を目指して」と題して、次のように解説している。

「ジェンダー研究は、人間像を根本的に転換させた。<u>従来の社会科学が前提としたのは、</u>『自律的・理性的個人』であった。しかし、『自律的個人』とは、その実『異性愛者として

家庭を築き、妻子を養うことができる白人中産階層の健康な性壮年期男性』にすぎない。 (傍線は引用者、以下同様)排除されたのは、女性にとどまらない。非白人男性も労働者 男性もゲイも、子どもや老人、障碍者・病人もまた『自律的個人』モデルから漏れ落ちて いた。ジェンダー視点で歴史を読み替えるとは、女性や非白人、非異性愛者、老人・障 書者などを歴史の主体として取り戻し、不可視化されてきた諸問題一生活・家族・性・ 生殖・老いなど一を問い直すことである。それは、『歴史学におけるジェンダー主流化』 の試みにほかならない。」⁷

「ジェンダー主流化」とは一体何か。「ジェンダー主流化」を初めて明示したのは、第4回世界女性会議・北京宣言(1995)で、翌年、EU(欧州連合)がジェンダー主流化に関する通達を採択した。1997年、国連経済社会理事会は、ジェンダー平等達成の手段として、「ジェンダー主流化」を次のように定義した。

「ジェンダー視点の主流化とは、法律、政策、事業など、あらゆる分野の全てのレベルにおける取組みが及ぼしうる女性と男性への異なる影響を精査するプロセスである。それは、政治、経済、社会の領域の全ての政策と事業の策定、実施、モニタリング、評価を含む全てのプロセスに…女性と男性が平等に恩恵を受け、不平等が永続しないようにするための戦略である。究極の目的は、ジェンダー平等の達成である」8

国連開発計画の報告書(2003)によれば、「ジェンダー主流化」戦略には、以下の4つのステップに要約される全ての政策的課題が含まれており、EUでは特に国会議員や企業管理職で一定割合を女性に割り当てるクォーター制(ポジティブ・アクション)を義務化する傾向が見られる。

- ①男女別のデータを用いて、男女間の格差を明らかにすること
- ②格差を縮める、若しくは解消するための戦略を策定すること
- ③戦略を実行するための資源(資金、人材、情報/知見等)を投入すること
- ④<u>戦略</u>の実施状況をモニタリング(監視)し、成果を出すことに対する責任の所在(個人・部署・組織等)を明らかにしておくこと⁹

2 日本学術会議「歴史認識を変える一歴史教育改革とジェンダー」

この「ジェンダーの主流化」の世界的動向は、日本学術会議の分科会の論議やシンポジウム等にどのような影響を与えたのであろうか。その主なものを見てみよう。

平成21年12月13日に開催された日本学術会議史学委員会歴史学とジェンダーに関する分科会シンポジウム(共催:ジェンダー史学会・総合女性史研究会)「歴史教育とジェンダーー教科書からサブカルチャーまで」において、中央大学教授の長野ひろ子同分科会委員長は、「現代日本の歴史教育をジェンダーの視点から見直していくことを主眼とし」「歴史認識並びに歴史意識の深みから男女共同参画社会実現への道筋が見通されていくことが重要である」と指摘している。

同シンポジウムの成果は『学術の動向』平成22年5月号に掲載され、長野ひろ子・姫岡とし子編著『歴史教育とジェンダー―教科書からサブカルチャーまで』(青弓社、平成23年)として出版された。

また、平成23年5月31日に同分科会の学術フォーラム「歴史認識を変える一歴史教育改革とジェンダー」を開催し、同分科会と法学委員会ジェンダー法学会、社会学委員会ジェンダー研究分科会、複合領域ジェンダー分科会が合同会合を開催して、ジェンダー関連学協会コンソーシアムと連携を深めた。

さらに平成26年7月4日の同分科会で、「高校歴史教育に関する分科会」のメンバーとして、後述する「高校歴史教育のあり方について」の提言作成に深く関わった日本学術会議特任連携会員の油井大三郎氏による、前述した『歴史を読み替える』本の書評会が行われている。

平成26年6月9日の同分科会報告書によれば、「アジア史をジェンダーから見る一『慰安婦』問題の位相」として、次のように述べている。

「『慰安婦』問題にどう取り組むかは大きな課題であり、南京大虐殺の際に発生した集団レイプに代表される攻略・討伐時の強姦・輪姦や、慰安所型すなわち慰安所での逃げ出せない状態での『慰安婦』への性行為の強要の繰り返し…日本軍性暴力の調査・被害者支援を通して、日中の市民間の良い意味での相互作用が始まっている」「主体的に判断し行動できる市民を育てる」「市民グループの行動が国境を越えた共感を育てる事例を紹介」10

「従軍慰安婦」をめぐるワシントンポスト紙に掲載された櫻井よしこさん等の意見広告についても、平成19年7月26日の「歴史認識・歴史教育に関する分科会」報告において、姫岡とし子幹事が、「歴史修正主義者たちの主張には、軍が民間業者に強制連行はしないよう警告した記録の存在など、確かに事実も含まれている。…歴史修正主義者たちは、一握りの事実から全体像を構成し、性奴隷制の存在を否定するのである。元慰安婦の性奴隷化は、植民地および軍事的支配下で強化されたアジア蔑視と男性優位の構造によって可能になったものである。従軍慰安婦問題を考察するために、私たちは、こうした構造、元慰安婦の証言、記録文書、文書の存在しない要因などを総合的に検討しなければならない」"と述べており、ジェンダーの視点からの歴史認識・歴史教育の改革を目指す同分科会が、慰安婦問題をいかに重視しているかが窺われる。

3 新たな高校歴史科目へのジェンダー史の導入

平成27年8月1日に公開シンポジウム「歴史教育の明日を探る一『授業・教科書・入試』 改革に向けて」が開催され、第一部「授業・教科書・入試一歴史教育改革を三位一体で考える一」では、久保亨史学委員会委員長が「高校歴史教育のあり方をめぐる議論」、三成美保幹事(ジェンダー法分科会・複合領域ジェンダー分科会・歴史学とジェンダーに関する分科会幹事を兼任)が「歴史教科書をどう書き換えるか?ージェンダーの視点から」と題して報告している。

例えば山川出版社の『詳説世界史B』では、フランス革命における「科学革命と近代的世界観」について、《17世紀のヨーロッパは科学革命の時代とよばれるほど、近代的合理主義の思想や学問が本格的に確立されて、自然界の研究が進歩した(236頁)》と記述さ

れている。三成氏はこれに続けて、《しかし同時に、17世紀は危機の時代ともよばれ、魔女裁判が多発した。女性の本質を悪(魔女)とする伝統的な考え方が、魔女裁判を拡大させた》と付け加えるべきだとしている。「大航海時代」「宗教改革」の用語解説も、《先住民社会のトランスジェンダー文化は「悪魔的文化」の証拠とされ、虐殺の口実にされた》《ルターは、離婚容認、家父長制の強化、独身至上主義の放棄、夫婦愛賛美(恋愛は否定)をはかった…近世の君主は神の代理人として臣民のセクシュアリティや日常生活の管理・監督を強化した(魔女裁判もその一環として展開)》などとしている。

ジェンダーの視点に立った解説が悉く付されているのだが、ほとんどが歴史事象が持つ差別的な面を浮き彫りにして、人類の歩みの至らなさ、愚かさばかりがことさらに強調された奇矯な記述が目立つ。歴史認識という意味でも、歴史への疑義や不信感、憎悪といったマイナスの感情を駆り立てるものといわざるを得ない。

また、第二部「教材事例としての『慰安婦』問題一研究の到達点を踏まえた教育実践と市民の育成」は、「この問題を学術会議として初めて公式の場で取り上げたことには大きな意味があったことが確認できた」として、同シンポの内容は『学術の動向』(平成28年5月)に特集として掲載された。

同分科会の審議の焦点は「高校歴史教育にジェンダー視点を有効に導入するという specificな目的」¹²に当てられ、平成28年6月12日に開催された分科会では、「『歴史総合(仮称)』と歴史系選択科目をめぐる議論」について協議が行われ、「中教審における議論の根底には、日本学術会議の提言が謳った『歴史基礎』科目の提案があり、その展開である『歴史総合』科目については、23期に提言「『歴史総合』に期待されるもの」(同年5月16日)がある」「ジェンダーやマイノリティの視点を、『歴史総合』の大きな概念である近代化・大衆化・グローバル化を論じる中で重視し、生かすべきである」「歴史を暗記科目から批判的な思考科目へと転換するための一つの手法である『用語の精選』は、既に現行の日本史・世界史分野で取り組みが始まっている」「3ことが確認された。

日本学術会議が提言した「歴史基礎」科目の提案が、中教審の議論に影響を与えて、新科目「歴史総合」として結実し、「批判的な思考科目へと転換するための手法」として、「用語の精選」を行うことになった点に注目する必要がある。

同分科会の議論は「歴史的思考力を鍛えることが重要」というコンセンサスに基づいて、「知識を構造化する力、歴史を構築する作法を身に付けるのが、今後の歴史教育の課題である」として、高校の新歴史科目(『歴史総合』『日本史探究』『世界史探究』)にジェンダー史の視点を具体的、かつ実践的に導入することを目指して、「歴史的思考力を鍛えるために一新たな高校歴史科目へのジェンダー史の導入」の提言(案)作成に力を入れた。

同提言案の構成は次の通りであり、「歴史教育におけるジェンダーの重要性を、ジェンダーギャップ指数を初めとする現代的エビデンスとも関連させて説明する」「多様なジェンダーの在り方をそれぞれの社会の階層と絡めて論じること」「グローバル人材育成には、ジェンダーではなく、『ジェンダー史』の視点が必須であることを説得的に示す」こと等が確認された。

- 1、作成の背景
- 2、現状および問題点

3、提言の内容

- (1) ジェンダーで鍛える歴史的思考力、ジェンダーで実践するアクティブ・ラーニング
- (2) 比較史の視点を持ち、関係性を重視したジェンダー史視点を生かす
- (3) 近代以前の理解を深める必要性
- (4) 歴史科目以外の教科・科目との連携の要として
- (5) 歴史的射程からLGBTを教える重要性

4、付録:ジェンダー史的アクティブ・ラーニングの事例案一「市民」とは誰か?、家族とは何か?、戦争、植民地支配、LGBTなど¹⁴

提言の内容で最も注目されるのは、「ジェンダー」の視点で「歴史的思考力」を鍛え、「アクティブ・ラーニング」を実践することを重視している点である。同提言と連動して、歴史教科書の使用語句をジェンダー視点から見直し、書き換え、書き加える作業を、同分科会メンバーに加えて、同分科会から生まれた科研費の共同研究(代表:三成三保、平成24~26年度基盤(B)、及び平成27~令和元年度基盤(A))として行い、その共同研究の成果は、平成29年5月21日に開催された西洋史学会大会シンポジウム「思考力育成型歴史教育への転換と大学入試改革をどう進めるか」において、姫岡とし子同分科会委員長が「歴史教育とジェンダー」と題して報告した。

この提言案を受け継いだ第24期「歴史学とジェンダーに関する分科会」では、令和6年度から実施される高等学校新学習指導要領に基づく高校歴史教育改革を踏まえて、「歴史総合」「日本史探究」「世界史探究」という新科目において、「歴史的思考力を養う」ためには「ジェンダー史の視点が不可欠であることをどのように徹底していくかが議論の中心」となり、同提言案を「継承発展させ、再整理して、提言本文に加えて『アクティブ・ラーニング事例集』を付録とすることも提案され、具体的な作業も開始した」という。

提言のポイントは、以下の2点に置かれた。第一に、教科書の執筆、検定、採択プロセス、さらには、学校現場における教育実践の中で「無意識のジェンダーバイアス(ジェンダーに根差した偏見や固定観念)」を意識、克服し、生徒一人ひとりの可能性を最大化するための具体的な手法や提案である。第二に、生徒のエンパワーメントを重視して、過去の人々の葛藤・苦悩・闘争の意味を知り、そこから現在と未来を展望することである。この2点を踏まえた政策提言として、「歴史教育における『無意識のバイアス』を払拭するための説得力のある『エビデンス』とは何か」「ジェンダー史の視点が提示し得る『エビデンス』の性格や可能性」について協議した。15

4 高校歴史教育分科会の提言と歴史用語の精選

信州大学の久保亨教授は、平成25年からマルクス主義史観のイデオロギーに偏った親ソ・親中・反米・反天皇的な学者の巣窟である歴史学研究会の委員長になり、「日本学術会議史学委員会高校歴史教育に関する分科会」委員長として、同年6月8日に開催された第6回同分科会で東京女子大の油井大三郎教授に、「『歴史基礎』の実験と用語限定のガイドラインについて」報告させている。

この油井報告を踏まえて、同分科会は平成26年6月13日に提言「再び高校歴史教育の

あり方について」を公表し、「近隣諸国」との関係を重視(「近代における近隣侵略などの問題点を正確に教える」と提言に明記)し、教育方法としては、16の課題を設けてデジタル・アーカイブなどで調べる「Q&A方式」を重視し、生徒が課題に取り組みながら学習を進める「思考力育成型」の「アクティブラーニング」へと「歴史教育像の転換」16を図った。

同提言は「近現代のアジア太平洋史に重点」を置く新科目「歴史基礎」の構成原則として、「近隣諸国重視」「歴史の理解を深めることを主眼とする」等を掲げているが、「歴史教育像の転換」という大義名分の奥に潜む真の狙いは一体何かを明らかにする必要があろう。「近代における近隣侵略などの問題点を正確に教えること」「「教科書の記述に当たって使用する歴史用語の数を制限するガイドラインを作成することが重要である」「歴史用語を限定するガイドラインの作成は、考える歴史教育に転換するための一つの方策であって、高校と大学の教員を中心とする話し合いに基づいて行われるべきである」18と本音が吐露されている。

同提言には参考資料として、「歴史基礎」科目カリキュラム試案¹⁹が示され、「日本が近隣への再拡張を始めた時、アジア太平洋地域に何が起きただろうか」という課題を掲げ、「日本の軍部はどのようにして権力を握ったのだろうか」「日本軍の侵略に対し、中国人はどのように対応しただろうか」「日本はどうして欧米とも戦争を始めたのだろうか」という問いを例示している。また、「特別な問い」として、「現在の世界で男女の関係はどのように変化しつつあるだろうか」という問いを特別扱いしている点も注目される。

同分科会が平成28年5月16日に公表した提言「『歴史総合』に期待されるもの」の作成には、油井大三郎・君島和彦幹事が深く関わり、平成23年と平成26年の日本学術会議の提言で指摘したように、「グローバル化が進む今日、高校の歴史教育に求められるのは、『世界史』か『日本史』かの二者択一ではなく、グローバルな視野の中で現代世界とその中における日本の過去と現在、そして未来を主体的・総合的に考えることを可能にする歴史教育」²⁰「とくに近現代には、日本によってアジア太平洋地域への侵略戦争や植民地化政策が展開されたため、日本が侵略した地域や植民地化した地域にも目を配り、関連する問題を広く認識することが重要になっている」²¹と強調している。

油井大三郎教授は『未完の占領改革』(UPコレクション)において、「占領改革の成果を守り、発展させる課題」は、「日本人の双肩にかかっている」と結論づけている。歴史用語の精選を推進してきた高大連携歴史教育研究会会長が油井教授で、副会長は竹島は韓国の領土だと明言した君島和彦東京学芸大名誉教授で、日本学術会議の歴史教育分科会をリードしてきた。君島副会長は、平成19年3月5日の「歴史認識・歴史教育に関する分科会」で、「日本と韓国での歴史共通認識と歴史共通教材」について報告20、歴史教育者協議会と韓国の全国歴史教師の会の交流の成果である『向かいあう日本と韓国・朝鮮の歴史一前近代史編・上下』(青木書店、2005)、日韓「女性」共同歴史教材編集委員会編『ジェンダーの視点から見る日韓近現代史』(梨の木舎、2005)、広島県教職員組合と韓国の教職員組合の交流の成果である『日韓共通歴史教材・朝鮮通信使一豊臣秀吉の朝鮮侵略から友好へ』(明石書店、2005)、さらに、東京学芸大とソウル市立大の交流の成果として日韓両語で出版された『日本と韓国の歴史教科書を読む視点』(梨の木舎、2003)、『日韓歴史共通教材 日韓交流の歴史一先史から現代まで』(明石書店、2007)等が「非常に高い水準」に達していると自画自賛している。

平成29年11月、「高校歴史教科書・大学入試出題用語精選基準に関するアンケート調査のお願い」²³が、日本学術会議史学委員会高校歴史教育に関する分科会・日本歴史学協会歴史教育特別部会・高大連携歴史教育研究会運営委員会の連名で、大学教員、高校教員、教科書執筆者、教科書編集者、大学入試関係者などに送られている点にも注目する必要がある。

高大連携歴史教育研究会の歴史用語精選案では、用語の選定基準の政治的恣意性²⁴が顕著であり、坂本龍馬、吉田松陰、高杉晋作、武田信玄、シベリア出兵などが削減され、「従軍慰安婦」「南京大虐殺」「戦時性暴力」「ベトナム反戦運動」「排外主義的ナショナリズム」「平和運動」「ジェンダー」「家父長制」など「日本軍の加害性を強調」する「日本を悪玉にする特定史観の印象を受ける」(伊藤隆東大名誉教授)概念用語の導入により、歴史の見方の歪曲が目立つ。同研究会の油井会長と君島和彦副会長が日本学術会議史学委員会をリードし、中教審答申における歴史系科目の「用語の整理」につながっている点を見落としてはならない。すなわち、平成28年12月の中教審答申「幼少中高及び特別支援学校の学習指導要領の改善及び必要な方策等について」における歴史系科目の「用語の整理」に関する次の記述となった。

「<u>主要な概念につながる重要用語を中心に整理</u>するとともに、『見方、考え方』を働かせて考察・構想させるために必要な教材とすることが求められる。歴史用語について…<u>必要な概念等に関する知識を明確化</u>するなどして整理すること」とし、文科省も「思考力や表現力を重視する国の方向性と同じ」と評価している。

最大の問題点は、歴史用語の「精選の原則」として、「現代的課題を考える上で必要な歴史用語やそれを理解するための歴史や社会に関する諸概念を重視する」「基軸的な用語(概念用語)を中心として、その基軸的な用語を説明する上で必要不可欠な事実を示す用語を選定する」と明記している点である。

「現代的な課題」を抽出する基準は一体何なのか。いかなる基準で「必要な歴史用語」 を選んだのかを明らかにしなければ、「恣意的」「主観的」という誹りを免れないであろう。 また、「歴史や社会に関する諸概念を重視」し、史実を軽視する点も問題である。

その基軸的な概念用語の代表例が「ジェンダー」であり、「ジェンダーに関する用語については、家族制度、家族、婚姻等を、性別による社会生活上の役割に関する概念用語については、「母系制」「主婦」「良妻賢母」「女性参政権」「女性の社会進出」「フェミニズム(女性解放運動)」等を用い、後は叙述で行うものとする、と提言は例示している。

「天皇制」「アジア・太平洋戦争」「日中15年戦争」「ファシズム」「軍国主義」「皇国史観」「ジェンダー主流化」等の「時代の基本的特徴を説明する概念用語」を重視して、「歴史的思考力」を育成するというのは、特定の自虐的歴史観によって歴史の見方を歪曲し、「近年の学説」としてオーソライズされた特定の歴史観の押しつけに他ならない。

これは「精選」の名の下に、近年の研究で評価が変化した新たな歴史の見方、捉え方の「キーワード」を「基軸的な概念用語」として暗記させ、学習指導要領に並ぶもう一つの基準を教科書執筆者、教科書出版社、大学入試問題を作成する研究者に示して定着させようという狙いに基づいている。このことを裏付けているのが、平成23年8月3日の日本学術会議心理学・教育学委員会・史学委員会・地域研究委員会合同高校地理歴史科教育に関する分科会提言「新しい高校地理・歴史教育の創造一グローバル化に対応した時空間

認識の育成」(油井大三郎委員長)である。同提言は(1)文科省・中教審に対して「歴史基礎」と「地理基礎」の新設と必修化を提言するとともに、(2)関連学会と大学の研究者に対して「思考力育成型」の教育を促進するために、関係学会が中心となって重要用語を厳選するガイドラインを作成すること。また、大学の研究者は大学入試の出題をそのガイドラインの範囲内で行うとともに、論述式など思考力育成に繋がる出題を増やすように努力すること」(3)教科書執筆者・教科書出版社に対して、「教科書作成においては、重要用語を厳選し、章末に設問を設けるなどして、思考力の育成につながる工夫を強化する」よう要請している。

こうした「精選」の意図を見抜いた高校教諭の鈴木正弘は、「高大連携と言いながら、多くの高校教員の本音は耳に届かない」「批判を受け止めず、わずか20日余の期間で、『自由記述欄』も示さず、高大連携歴史教育研究会ワーキンググループが『最終案』を示すというのは余りにも拙速」「あらかじめ方向性は決まっていたような、我田引水的な『最終案』を見せられても、不信しか感じない」「自分たちの主張が勝ちすぎて、アンケートの意味をキチンと捉えようとしてるように思えない」「『精選の提案』に欠けるのは、歴史を叙述する者としての史実に対する謙虚さ」25と厳しく批判している。

さらに、同研究会の会員である鈴木氏にはアンケート用紙が送付されていないことから、「そもそもアンケートの対象が不明瞭であり、調査対象が恣意的に選択されている可能性」があると指摘している。

また、元高校教諭の「淡窓研究会」の向野正弘事務局長(向野堅一記念館館長)は、日本遺産となり、世界遺産を目指す日本教育史上に意義の認められた漢学塾「咸宜園」と「広瀬淡窓」を日本史教科書から削除することに強く抗議する声明文を発表している²⁶。

「人名、事件名」を「歴史を大きく動かしたわけではない」という評価基準によって削減したことは見過ごせない。「歴史を大きく動かした」と判断する根拠は一体何なのかを明らかにする必要がある。歴史を大きく動かしているのは人間であり、「偉人伝などの文脈で強調されてきたが、実際に歴史を動かしたかどうか疑問」(桃木至朗・高大連携歴史教育研究会運営委員長・副会長)という理由も主観的すぎる。

平成27年に設立された高大連携歴史教育研究会には6社の教科書執筆者・編集者20人以上が会員として深く関与し、小中の社会科教科書には関心のなかった大学の研究者が多く参加した点が注目される。大学の研究者が中心となったことによって「近年の学説」を重視した高校教科書記述が顕著になり、日本学術会議が「中高大」の歴史教育分科会を新設したことによって、その影響は中学校教科書にも波及している。高校教科書にしか見られなかった「従軍慰安婦」記述が最新の中学校教科書にも及んでいることからも、その影響が窺われる。

ちなみに、中教審初等中等教育分科会教育課程企画特別部会の委員を平成26年度~28年度まで務めて、新科目「歴史総合」の立案審議の中核的役割を果たしてリードした油井大三郎会長は、「今回の<u>『歴史総合』などの立案では、日本学術会議などを通じて現場の声を教育行政に反映させるボトムアップの検討が生かされた」と証言している。</u>

また、久保亨委員長によれば、日本学術会議の分科会提言は、「グローバル時代にふさわしい歴史認識を育むことのできる思考力を培う」ことを大きな目標とし、時代は「<u>近現</u>代を重視」し、地域は「東アジアに重点」を置き、「我々の考えが『歴史総合』に反映」さ

れたという。特に重視しているのが現代史の「戦争」記述で、「シベリアや中国で行った侵略、加害行為は語られない。そここそが現在の国際社会で日本人の歴史認識が問われている点」であり、広島を教えるのならば「日中戦争での重慶の爆撃と関連づけ」て教えるべきであり、朝鮮半島問題についても、日本の植民地支配の歴史抜きでは南北分断の起源を説明できない。そのような関心を引きつけるエピソードを盛り込んだ教科書を作り、授業をすることで、生徒たちの歴史への関心を高めてもらいたい」(平成30年5月29日付毎日新聞論点「歴史教育のあり方」)

しかし、歴史用語を削減すれば、「歴史的思考力」を育成する「考え、議論する」歴史教育になるのか? 高校歴史教科書の検定結果が近く公表されるが、「新しい歴史教科書をつくる会」の設立背景となった、嘗ての自虐的中学校社会科教科書の高校教科書版の再現となり、新たな歴史教科書論争が巻き起こることは避けられないであろう。

「世界史未履修」問題を「暗記科目批判」にすり替え、「歴史用語の精選」戦略に結びつけた高大連携歴史教育研究会と連携した日本学術会議の「歴史的思考力」「考え、議論する」「アクティブ・ラーニング」重視の歴史教育改革提言の狙いと学習指導要領の改訂そのものの問題点について、曇りのない目で検証する、さらに踏み込んだ考察が必要であろう。

5 中学校社会・歴史学習指導要領改訂をどう捉えるか

平成29年の学習指導要領の改訂によって、中学校社会・歴史の学習指導要領の「目標」も大きく変わった。平成20年の指導要領の歴史的分野の目標には、「我が国の歴史の大きな流れを、世界の歴史を背景に、各時代の特色を踏まえて理解させ、それを通して<u>我が国の伝統と文化の特色</u>を広い視野に立って考えさせるとともに、<u>我が国の歴史に対する</u>愛情を深め、国民としての自覚を育てる」と書かれていた。

ところが、平成29年の改訂によって、次のように変わった。

「我が国の歴史の大きな流れを、世界の歴史を背景に、各時代の特色を踏まえて理解するとともに、<u>諸資料から歴史に関する様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付</u>けるようにする。」(目標一)

「歴史に関わる事象の意味や意義、<u>伝統と文化の特色</u>などを、時期や年代、推移、比較、相互の関連や現在とのつながりなどに着目して多面的・多角的に考察したり」(目標二)

「<u>多面的・多角的な考察</u>や深い理解を通して涵養される<u>我が国の歴史に対する愛情、国</u> 民としての自覚・・・」(目標三)

改訂の狙いは「知識の体系であった学習指導要領を資質・能力の体系へと転換」することにあり、教育課程企画特別部会の論点整理(平成27年8月26日)によれば、

「まずは学習する子供の視点に立ち、教育課程全体や各教科等の学びを通じて『何ができるようになるのか』という視点から、育成すべき資質・能力を整理する必要がある。その上で、整理された資質・能力を育成するために『何を学ぶのか』という、必要な指導内容などを検討し、その内容を『どのように学ぶのか』という、子供たちの具体的な学びの姿を考えながら構成していく必要がある」という。

つまり、「何ができるようになるのか」(思考力・判断力・表現力等)という目標論=学 力論を上位に置き、「何を学ぶのか」という教育内容論と「どのように学ぶのか」という教 育方法論を、その目的実現の手段として位置づける「学力構造の転換」を図ったといえるが、歴史教育の本質論から見ていかがなものか。

そもそも「諸資料から様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにすること」を中学校社会・歴史の目標の第一に掲げることに違和感を感じるのは、筆者だけであろうか。「効果的に調べまとめる技能を身に付ける」ことと「歴史に対する愛情」とはいかなる関係にあるのか。「多面的な考察や深い理解」を通して、「我が国の歴史に対する愛情」と「国際協調の精神を養う」というのは、これまでに考察してきた論議の経緯と狙いに照らして考えると、はなはだ疑わしいと言わざるをえない。根本的な見直しが必要不可欠である。

「伝統文化の特色」「我が国の歴史に対する愛情」「国民としての自覚」という「歴史的分野の目標」がアクティブ・ラーニングや「多面的・多角的考察」の名の下に、軽視又は矮小化されてしまった。本末転倒も甚だしい。また、育成すべき資質・能力の3本柱である「学びに向かう力、人間性等」を育む「非認知的」な共感性を育む視点が欠落している。

小林秀雄は「歴史は詮索するものではない。まず共感しなければいけないものだ」と喝破したが、学習指導要領を「共感」を軽視し、「詮索」を重視する「考え、議論する」「アクティブ・ラーニング」へと転換させる教育改革は、人間の心の情意的側面を土台として、認知的側面を育てるという教育の根本を見失い、両面のバランスを欠いた「改悪」といえる。

「どのように学ぶのか」=「主体的・対話的で深い学び」(アクティブ・ラーニング)が重視され、各章の終わりにグループ討論・ワークや発表につなぐデジタル教科書の構成が際立っているが、江戸幕府による赤穂浪士の処罰の評価についてグループで話し合うなど、現代の価値基準で歴史を裁くことはいかがなものか。「考え、議論する道徳」の前に、「共感する」道徳教材が欠落しているのとまったく同様の問題点が、歴史教科書にもあるといえる。

大学の授業改革のために提案された「アクティブ・ラーニング」が独り歩きするようになった問題点について、最初の提案者である鈴木寛氏は次のように指摘している。「アクティブ・ラーニングというワンパターンの学びを押しつけようとする動きがある。アクティブ・ラーニングが唯一の学び方だと捉えられてしまうことを、とても危惧しています。」²⁷

また、「考え、議論する」教育への転換を提唱した文部科学省幹部は、「価値観の押しつけ」 という批判をかわすために思いついたと研修会で公表しているが、こうした実態を十分に 踏まえる必要があろう。

教科書調査官の質の低下は目を覆うばかりであるが、この人事にも関与したと思われる前川喜平元文部事務次官が、『女たちの21世紀』92号の巻頭インタビューにおいて、今回の学習要領改訂の全体を貫く理念は「アクティブ・ラーニング」で、「考え議論する道徳」によって「自分自身の正義」を見出すことが大事であり、「文科省は、これまで現場の教員を飼いならそうとしてきました」「日教組にはもっと力を持ってほしい」²⁸と述べていることに注目する必要がある。

さらに、安倍政権によって教育基本法が「教育の第一義的責任は家庭にある」と改正された点を批判し、教科書の中立性を担保するために「審議会」がある点を強調しているが、この「審議会」が「中立的」なものではなく、日本学術会議や全教・日教組(共産党・社民

党等)系の影響力が強い構成になっていることが問題なのである。

「ガラパゴス化 (世界標準からかけ離れている日本の現状を批判的に表した新語)」した「<u>高大連携歴史教育研究会」の歴史用語削減案が文部行政にも反映</u>し、平成28年12月の中教審答申「幼小中高及び特別支援学校の学習指導要領の改善及び必要な方策等について」における歴史系科目の「用語の整理」につながった。

高大連携歴史教育研究会の歴史用語削減案では、日本史1664語と世界史1643語を選択して、現行の各3500語程度から半減し、吉田松陰、坂本竜馬、高杉晋作、「シベリア出兵」などが外され、「従軍慰安婦」「南京大虐殺」「戦時性暴力」等「日本軍の加害性を強調」する、「日本を悪玉にする特定史観の印象を受ける」と伊藤隆東大名誉教授は批判しているが、その通りであろう。

同研究会が「時代の基本的特徴を説明する概念用語」を精選する基準の妥当性こそが問われているのだ。「シベリア出兵」という用語は削減されたが、「時代の基本的特徴」を理解する上で必要不可欠であり、「知識の理解の質」の向上にはつながらないことは明らかだ。

国難を突破する原動力になった先人について学ぶ人物学習は歴史教育には欠かせないものであり、吉田松陰、坂本龍馬、高杉晋作などの人名を削減することは、基礎基本の知識を学ぶ時間を3割削減したゆとり教育の間違いを、「アクティブ・ラーニング」の名の下に繰り返すことにつながる。

中教審委員を平成26年から3年間務め、同答申にも関与した同研究会の油井大三郎会長は『未完の占領改革ーアメリカ知識人と捨てられた日本民主化構想ー(増補新装版)』(東大出版会、平成28年)において、「占領改革の成果を守り、発展させる課題」は「日本人の双肩にかかっている」と結論づけている。

早大の有馬哲夫教授は近著『日本人はなぜ自虐的になったのか一占領とWGIP』(新潮新書)によって、「GHQ洗脳説」を否定した賀茂道子『ウォー・ギルト・プログラム』や若林幹夫『「GHQ洗脳説」は誤りである』、山崎雅弘『歴史戦と思想戦』、秦郁彦『陰謀史観』等を、WGIP文書の第一次史料に基づいて完膚なきまでに批判しているが、油井の前掲書にも同様の問題点がある。

占領改革においてもっと戦前の日本を徹底的に解体して改造すべきであったというのが彼の基本的な考えであり、高大連携歴史教育研究会副会長で同第3部会長の君島和彦東京学芸大名誉教授は家永教科書裁判の原告側の主要メンバーで、中学校学習指導要領解説書に「竹島は日本の領土」と明記したことを批判して、その部分を削除して「韓国との関係を復元すべき」というコラムを朝日新聞に寄稿し、朝鮮日報のインタビューで「竹島は韓国領だという主張が正しい」と答えた反日学者である。

日本学術会議の軍事研究反対声明の他にも、反日学者に教育された文部科学官僚による教育現場への悪影響も出始めている。学習指導要領改訂で聖徳太子の厩戸の皇子への言いかえ問題や、科学研究費の配分において、領土問題や慰安婦・徴用・朝鮮統治・日支事変などで中韓露側の資料のみに基づき日本側資料を無視した研究や、慰安婦「強制連行」を肯定する研究に多額の助成をするなど、学術・教育分野にまで深刻な影響が及びつつある。

6 ジェンダー理論の三段論法と「ジェンダー・フリー」論争

ところで、改めて「ジェンダー」とは一体何かについて根本的に考察しておきたい。 自然的・生物学的性差(セックス)に対して、社会的・文化的性差をジェンダーという。 ジェンダーという用語は、前述したように1995年の第4回世界女性会議で採択された北京宣言及び行動綱領において使用されたが、男女共同参画社会基本法には使用していない。

国連「開発と女性の役割に関する世界調査報告書」(1999)によれば、「ジェンダーは生物学的性差に付与される社会的な意味と定義」され、社会階層を作り出す「思想的、文化的な構築物」であり、「人種、階級階層、民族、セクシュアリティ等の他の階層基準に類似」しており、「ジェンダー・アイデンティティの社会構築及び両性間の関係に存在する不平等な権力構造を理解するのに役立つ」という。²⁹

上野千鶴子東大教授によれば、「なぜこんな新しい概念が生まれたかといえば、生まれつき決定されていると考えられるセックスに対して、ジェンダーの多様性や変化の可能性を示すため」であり、「社会的に作られたものだから、社会的に変更することができる」ことを明確にするために、あえて「ジェンダーという外来語を訳さずにそのまま使っている」という³⁰。

ジェンダーは社会的・文化的概念であるから、人間社会のありとあらゆるところに見出すことができる。「ジェンダーバイアス (ジェンダーに根差した偏見や固定観念)を取り除く」という掛け声の下に、家庭や職場などにおける男女の固定的役割分担、テレビやコマーシャルなど、人間社会のほとんど全領域において、現在の在り方を根本的に覆すことができるようになる、つまり、ジェンダーという言葉を武器にして男女平等や男女共同参画を主張すると、社会全体を変革する大きな破壊力を発揮することができるという訳である。ジェンダーという耳慣れない用語がにわかに登場し、頻発されるようになってきた背景には、このような狙いや思惑が潜んでいたのである。

埼玉大学の長谷川三千子名誉教授は、ジェンダー理論は次の三段論法から成り立っているという。①「ジェンダー」は(男女の定型を押し付けることによって)女性たちを抑圧する②「ジェンダー」は、文化的・社会的に形成されたものに過ぎないから簡単に変更し、解体できる③だからジェンダーは解体しなければならない。この論理の根本的な誤りは①にある。人間社会のありとあらゆるところに支配・被支配、権力・抑圧の構造を見るというのは、すでに破綻したマルクス主義の発想であるが、この①の前提からすると、ジェンダーが持っている積極的な意義が見失われてしまう。

ジェンダーの積極的意義とは一体何か。いかなる生物も単なる染色体の差異による雌雄の差があるだけでは繁殖することができない。例えば、オーストラリアのあずまや鳥は、オスが飾り立てたあずまやにメスを誘って初めて交尾が可能になる。アカカンガルーのメスは、力比べに勝ったオスでなければ交尾を許さない。また、チョウゲンボウのオスは小型で素早く狩りをし、メスは大型で卵やヒナを保護するのに適しており、片方が子育ての最中に死んでしまうと、全部共倒れになってしまう。

こうした雌雄の行動の型は、動物の場合は種ごとに定まっており、本能によって学習

なしに繰り返されるが、人間の場合は学習し文化として継承されないと身につかない。こうした男女の行動の定型はある意味で煩わしく、うっとおしい限りでもあるが、もしそれが失われてしまったら、人工飼育されたチンパンジーが繁殖・子育てを放棄するように、人間の子育て繁殖は不可能となってしまう。ジェンダーが人間を縛らなくなったら、人間は繁殖の作法を失い、人類は存亡の危機に瀕する。動物は高等になるにつれて、それぞれの雌雄の繁殖の作法を持ち、それは本能によって行われるが、チンパンジーやゴリラにおいてさえ集団における学習が必要不可欠である。人間の場合、それに当たるのが「ジェンダー」で、人間社会における「ジェンダー」は非常に重要な働きをしているものなのである³¹。

男女の性差を解消して男女の逆転や中性化を目指す極端な「ジェンダー・フリー」は、 男女共同参画社会の実現をむしろ阻害するものである。男女共同参画は「男女の差の機械 的・画一的な解消を求めているものではない」「『男らしさ』『女らしさ』や伝統文化などを 否定しようとするものではない」という政府見解が、内閣府によって明らかにされている。

男女共同参画社会基本法があたかもジェンダーフリーを志向しているかのような誤解を招いてしまったことについて、平成15年7月23日付読売新聞社説は、男女共同参画審議会答申「男女共同参画ビジョン」に「社会的文化的に形成された性別(ジェンダー)に縛られず」の文言があったが、「政府が基本法の法案を作成する段階で、ジェンダーフリーの視点は否定された」と同社説は断言している。

「ジェンダー」とは、「社会的・文化的に形成された男女の定型」を意味する。「セックス」に基づく「自然的・生物学的な性差」は先天的なものなので解消してしまうことはできないが、後天的に作られた「ジェンダー」は社会的に解消してしまうことも可能だということである。ここに、男女の性差は常に男性が支配し、女性が抑圧されるという構造を持つというマルクス主義の理論が加わり、人間社会のいたるところにある全ての現象に内在している「男女の定型」イコール「ジェンダー」をすべて打ち壊すべしという「ジェンダー・フリー」理論が出来上がり、全国に広がったのである。しかし、ジェンダーには積極的意義があり、これが失われたら人間は生きていけないのである。

「性差別意識」の解消は必要であるが、わが国の教育界では「ジェンダーフリー」を「性差意識」の解消と誤解したために混乱が広がった。男女の区別と差別の境界については慎重に検討しなければならない。男女の社会参加の「機会の均等」を目指す「男女共同参画」と、「性差意識」の解消を目指す「ジェンダー・フリー」を混同してはならない。32

こうした主張を「バックラッシュ(反動的女性差別)」と批判する約800人の署名者が声明を発表して、筆者の東京都男女平等参画審議会委員就任に反対したので、前述した本質的なジェンダー論争を行うために公開質問状を配達証明付きで送り、公開討論を1対1(代表者である上野千鶴子さんを指名)、2対2(林道義氏を加える)、3対3(長谷川三千子氏も加える)のいずれかで行うこと、日時と場所と討論者の選択は一任することを申し入れたが、応じてこなかった。千葉県でも条例制定をめぐって、長谷川三千子さんと一緒に公開討論を申し入れたが、逃げられた。反対声明と筆者の反論については、拙著『これで子供は本当に育つのか一過激な性教育とジェンダーフリーの実態』(MOKU出版、平成19年)を参照されたい。

ちなみに、東大の上野千鶴子名誉教授の講演録によれば、「おいおい、この基本法の意

味を本当に知って通したのかよ。信念を持ったおやじたちをこの法の下に、のちのち地団駄踏んで悔しがらせてやる。もはや女がただ働きする時代は終わった」「国政には大沢真理という体制内フェミニストが入り込んで、ゴーストライターとして動かしている」と述べている。大沢真理は東大教授で、男女共同参画社会基本法の前身である「男女共同参画ビジョン」(平成8年)の制定から審議会委員として関わった中心人物である。この東大教授コンビの対談を収録した上野千鶴子対談集『ラディカルに語れば・・・』(平凡社、平成13年)において、大沢が「(この法律は)ジェンダー・フリーを目指すというのは、審議会総体の合意事項なんです」と述べたのに対して、上野は「おいおい、一体どうやってごまかしたの」と聞き、「審議会では、反論するだけの論理のある人がいなかった。結局、発言した委員が法案を起草していくという稀に見る審議会だった」と明かしている。つまり、発言した本人が法案を起草して男女共同参画基本法が制定されるに至ったという訳である。

上野は、ジェンダー概念は女性学の研究者の間でさえ合意が形成されているとは言えない中で、大沢が持ち込んだ男性特性論を排除する「ジェンダー・フリー」概念は学問的にもかなり新しい到達点だと評価し、「そのような概念の合意が委員の中で形成されたということを、にわかに信じがたい」と疑問を呈したが、大沢は「私も絶えず戦略的に行動していますから」と答えている。

いわゆる「ジェンダー・フリー」は和製英語で、海外にはない概念である。海外では、 男女の平等や公平を目指す"gender equality""gender fairness"が一般的用語である。「ジェンダー・フリー」という用語は、東京女性財団が「バリア・フリー」をヒントにした造語であり、男女平等思想をはるかにしのぐ急進的な側面を持ちつつ、基本法の制定以降、急激に全国各地に広がった。

こうした特定の思想、イデオロギーに基づく「ジェンダー・フリー」の動きに対して、 平成14年7月22日の衆議院の決算行政監視委員会で、福田官房長官は「わが国の伝統的 な家族とか男女関係を含めまして、価値あるものとして今後も重きを置いていく考え方は 依然としてある。家庭制度や家族制度は、日本には日本古来の伝統もあり、守るべきも のは守っていく。行き過ぎた考え方はとりたくない」という政府見解を明らかにした。

この答弁に基づいて、同年12月4日に内閣府男女共同参画局は全国の男女共同参画の 行政担当課に国会答弁を送り、翌年1月23日に全国の都道府県の担当課長を招集して、 以下の政府見解の周知徹底を図った。

- ①男女共同参画社会は、「男らしさ」「女らしさ」を否定していない
- ②男女共同参画社会は、「結果の平等」を求めるものではない
- ③男女共同参画社会は、ジェンダー・フリーを目指していない33

7 日本学術会議ジェンダー関連4分科会の「民法改正」提言の問題点

この「わが国の伝統的な家族」制度を根本的に見直す提言「男女共同参画社会の形成に向けた民法改正」が、男女共同参画社会基本法制定15年目の平成26年6月23日に、①日本学術会議法学委員会ジェンダー法分科会・②社会学委員会複合領域ジェンダー分科会・③社会学委員会ジェンダー研究分科会・④史学委員会歴史学とジェンダーに関する分科

会合同で公表された。上野千鶴子が②と③の委員長を兼任しており、大沢真理は②の幹事である。また、前述した『歴史を読み替える ジェンダーから見た日本史・世界史』の編者である三成三保は①②④の幹事、姫岡とし子は②の幹事と④の副委員長、小浜正子は②と④の幹事である。同提言を理論的にリードしたのは、上野、大沢であり、ジェンダー史の日本史・世界史への導入をリードしたのが、三成、姫岡、小浜といえよう。

同提言の要旨によれば、「日本学術会議は、一貫して、ジェンダー研究が男女共同参画社会形成に果たす役割と意義について明らかにし、研究の成果を立法や政策形成に還元する必要性を確認してきた」「国際的にも、国連女性差別撤廃委員会からの度重なる是正勧告を受けており、民法改正の実現は、女性差別撤廃条約締結国としてのわが国の責務である」「2013年最高裁大法廷は婚外子相続分差別規定について違憲判決を出すに至った」「選択的夫婦別氏制度の導入などの民法改正が緊急に行われるべきと考え、第22期に設置されたジェンダー関連の4分科会は、民法改正を提言することとなった」と作成の背景を説明している³⁴。

第5次基本計画案をめぐって大激論となった「選択的夫婦別氏制度の導入」論議の発端となったのは、この日本学術会議提言で、「氏は単なる呼称ではなく個人の人格権と切り離すことはできず、夫婦同氏の強制は人格権の侵害である。個人の尊厳の尊重と婚姻関係における男女平等を実現するために、選択的夫婦別氏制度を導入すべきである」35と指摘した。

同提言によれば、同制度導入の根拠は、第一に、日本のように夫婦別氏を強制する国はなく、それらの国々で家族が崩壊しているといった実例は報告されていない。第二に、一方の性に不利に働くルールは、性に対して中立的ではない。第三に、歴史的に見れば、夫婦同氏は日本の伝統文化ではなく、明治民法において家制度が確立した結果生じたものである。昭和22年の民法改正で家制度が廃止されたことから、氏は個人の呼称とされたにもかかわらず、家族は同じ氏を名乗って共同生活を営んでいるという当時の慣行が尊重されて、改正民法において夫婦同氏、親子同氏が定められたにすぎない点にあるという³6。

同提言で最も注目されるのは、「世論を根拠として法改正に慎重になることに対しては、 国連の人権に関する各委員会から厳しい批判を受けている」として、国際人権規約 B 規約 人権委員会が「日本政府は世論に影響を及ぼすように努力しなければならない」、国連女 性差別撤廃委員会が、対日審査の総括所見において、「本条約の批准による締約国の義務 は、世論調査の結果のみに依拠するのではなく、本条約の締約国の国内法体制の一部で あることから、本条約の規定に沿うように国内法を整備するという義務に基づくべきであ る」³⁷と日本政府に勧告していることを強調している点である。

しかし、そもそも同条約第1条には、「『女子に対する差別』とは、性に基づく区別、排除又は制限」と書かれており、「区別」を「差別」と見做す不当なフェミニズムのイデオロギーが貫かれている点に根本的な問題点がある。同提言は、社会を「家族」単位から「個人」単位に変えようとするフェミニズムのイデオロギー的要請に基づくもの、といっても決して過言ではない。

同提言の最大の問題点は、子の氏と戸籍の問題に一切触れていない点である。親子の 氏が違えば、家族の一体感は薄れ、離婚の増加によって最も不利益と犠牲を被るのは子 供である。

婚姻時に子の氏を決めるにしろ、出生時に決めるにしろ、子がどちらの氏になるかを 巡って争いに発展し、さらに、成人になった時の氏の変更をどうするか、親の氏の変更に 伴う子の氏の変更など、詳細に定めなければならない事項が少なくない。同氏によって 区別されていた法律婚と事実婚の境界がなくなることで、法的手続きを取らない事実婚 が確実に増える。

同提言は「人格権という個人の権利を保障するために、選択的夫婦別氏制度を導入すべきである」と主張するが、弱者である子供の「最善の利益」を守り、保護・育成するという視点が欠落している。わが国は親子・夫婦・家族一体という精神的伝統を特徴としており、同氏同一戸籍という戸籍制度によって、家族と社会の秩序が安定的に保たれてきた。夫婦の氏が違えば、家の墓を守るとか、先祖供養をするという伝統が希薄になり、配偶者の老親介護に対する責任意識も希薄化しかねない。

同提言は「氏名が個人の人格の象徴であり、人格権の一内容を構成するものだから、人格に関わることとして、何よりも本人の意思が尊重されなければならない。したがって、婚姻に際して、改姓を望んでいない者にも改姓を強制する夫婦別氏制度(民法750条)は、人格権を侵害する制度である」と主張する。しかし、憲法における「個人」は、他とのつながりを持たないアトム的存在を意味するものではなく、人間は他と切り離された個人としては存在しえず、家族に属する個人として存在する38。

それ故に、麗澤大学の八木秀次教授は、こうした主張は「『ライフスタイルにおける自己決定権』の主張が姓名の次元に現れたものである」と述べ、同氏か別氏かを選択するのは個人の自由、自己決定権に属する、と指摘している³⁹。

5年ごとに作成される政府の「男女共同参画基本計画(第1次)」(平成22年)では、「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」の章で、具体策として、「家族に関する法制の整備」の項に、「選択的夫婦別氏制度の導入や、再婚禁止期間の短縮を含む婚姻及び離婚制度の改正について、国民の意識の動向を踏まえつつ、引き続き検討を進める」とされた。

翌年10月に男女共同参画会議基本問題専門調査会の「選択的夫婦別氏制度に関する審議の中間まとめ」が公表され、夫婦同氏制度には憲法上の問題点があるとし、家族の一体感にとって大切なことは同氏という形式ではなく、愛情と思いやりという実質であると指摘し、「選択的夫婦別氏制度を導入する民法改正が進められることを心から期待している」と明記された。その後、この「家族に関する法制の整備」という項は2~4次計画にも引き継がれ、第5次基本計画案では、「働く意欲を阻害しない制度の検討」という見出しに改められたが、自民党議員の強い反対によって最終的に元の見出しに戻った。この第5次計画案に対して、筆者は11月24日に開催された男女共同参画会議専門調査会に意見書⁴⁰を提出した。

8 日本学術会議の成立経緯と三つの声明

ところで、日本学術会議が占領下の昭和24年に設立され、翌年に「戦争を目的とする 科学の研究は絶対にこれを行わない」という声明を出した歴史的経緯については、占領文 書を実証的に研究した先行研究を踏まえる必要がある。

先行研究としては、中山茂「占領と日本学術会議」(『日本占領軍一その光と影』上巻所収論文、徳間書房)等があり、「日本占領の所産」であった日本学術会議の「実質的な生みの親」は、占領初期に活躍したニューディーラーの、GHQ経済科学局科学技術部のハリー・ケリー次長であったことが占領文書から判明している41。

また、占領軍の公的歴史を集大成した『GHQ日本占領史』第51巻『日本の科学技術の再編』の中山茂の解説⁴²によれば、これは「アメリカ的視点から日本の研究態度を批判的に見、彼らが自分たちの政策意図を以て展開した事業」で、「左翼的学者の組織として最も有名な民主主義科学者協会が代表して後に日本学術会議の中に民科派をつくり、政治的発言を行う」ようになり、「亀山直人一派の路線がケリーのニューディーラー路線に一番近いものであり、後に学術会議形成の主流となる」等と日米合作の成立経緯を分析している。

初代会長の亀山直人が昭和28年11月20日に吉田首相に宛てた書簡によれば、GHQは日本学術会議の設立に「異常な関心を示し、国家機関とすることを適当と認めた」という。

昭和42年にも同じ文言を含む「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を発表し、平成29年3月には、この二つの「声明を継承」した「軍事的安全保障研究に関する声明」を発表し、防衛省の「安全保障技術研究推進制度」は「政府による研究への介入が著しく、問題が多い」として反対したが、学術会議が今も「戦後レジーム」から脱却できていないことを示している。

北大は平成28年度、同制度に応募し、微細な泡で船底を蔽い船の航行の抵抗を減らす液体力学の研究が採択された。この研究を日本学術会議が「軍事研究」と決めつけ、翌年の「軍事的安全保障研究に関する声明」で批判し、学術会議からの事実上の圧力で、北大は平成30年同研究を辞退するに至った。これこそあからさまな「学問の自由」への侵害ではないのか。

国家基本問題研究所は「日本学術会議は廃止せよ」と訴える意見広告(筆者も賛同者)を読売・産経・日経新聞に掲載し、「日本弱体化を目指した当時のGHQは学術会議にも憲法と同様の役割を期待した」「憲法も学術会議も国家・国民の足枷と化した」と指摘しているが、学術会議が占領政策の継承・補完的役割を担っていることは三つの声明が立証している。

一方でGHQはWGIPの一環として、左派の反日学者を結集して自虐的な歴史教育ラジオ番組を作成させたが、その中心メンバーが昭和24年に「歴史教育者協議会」(略称「歴教協」)を結成し、日本学術会議と連携してきた。

歴教協は、「日本学術会議」「歴史学研究会」(略称「歴研」)「歴史科学協議会」(略称「歴科協」)「子どもと教科書全国ネット21」等が「友好団体」であると明記しているが、歴教協と歴科協は日本学術会議より「日本学術会議協力学術研究団体」に指定されている。

9 日本学術会議と科研費をめぐる問題

日本学術会議と科学研究費問題が論議を呼んでいるが、平成16年まで年間約2400億円の科研費を審査する審査委員はすべて日本学術会議の推薦者であった。杉田水脈議員は、

慰安婦問題や徴用工問題の研究者が、韓国側と組んで科研費を使って「反日プロパガンダ」を行っていると国会で指摘し、「歴史問題に取り組む外務省や政府の後ろから文科省が弾を撃っているようなものだ」と批判した。

実際に調べてみると、関東学院大の林博史教授は、「対日戦争犯罪裁判の総合的研究」 「日本軍『慰安婦』制度と米軍の性売買政策・性暴力の比較研究」等の研究で5千万円以 上の科研費を獲得している。科研費の使途を記載した報告書には、米英等で性犯罪に関 する公文書の発掘調査に取り組んだことが記されている。

しかし、林教授は発掘した公文書を慰安婦支援団体「全国行動」に提供し、同団体はその資料を基にして、日本軍の関与や強制性を裏付ける「証拠」として日本政府に資料を提出するとともに、ユネスコ「世界の記憶」登録申請資料として活用された。

また、林教授の共同研究者として科研費を獲得した中央大学の吉見義明名誉教授が科研費の使途を記載した報告書によれば、同団体共同代表の梁澄子氏と韓国の挺対協(2018年から「正義連」に改称)代表の尹美香氏(国会議員に転身し、李容洙(イ・ヨンス)元慰安婦に告発された)が同行したと記し、慰安婦問題に取り組む韓国の研究者や民間団体との会合も含まれている⁴³。

北京で拘束された北大の岩谷将教授の前任者であった法政大学の山口二郎教授には、約6億円が交付されており、安保法制反対デモで安倍首相に対して、「お前は人間じゃねぇ。たたっ切ってやる」と暴言を吐いたと報じられている。

科研費という「虎の尾」を踏んだ杉田議員を告訴した同志社大学の岡野八大教授は、大阪大学の牟田和江教授と共に「ジェンダー平等社会の実現に資する研究」で約1750万円の科研費を獲得し、実績報告書には、中国における慰安婦支援運動に関する調査や台湾の「慰安婦」博物館の開会式に参加し、現地活動家との交流を図ったことや、慰安婦問題を取り上げたショートムービーを作成したこと等が記載されている。この映像には、挺対協の「水曜デモ」や、尹美香代表が「過去のアジア諸国に対する戦争犯罪を日本が認め、被害者の人権と名誉を回復するために、日本の皆さん、特に若者と一緒に声を上げることができれば素晴らしい」と訴える様子などを収録している。

杉田議員はツイッター等でこの研究を「研究ではなく反日活動」「捏造」等と批判して名 誉棄損で提訴されたわけである。早稲田大学の熱田敬子講師も「『証言の時代』後の日本 軍戦時性暴力謝罪賠償請求運動・参加者のライフストーリーから」で約220万円の科研費 を獲得し、中国で中国人元慰安婦の支援活動を行っている関係者のインタビューや現地 調査を行い、同氏が所属する「山東省における日本軍性暴力の実態を明らかにし、大娘た ちと共に歩む会」の集会が科研費を使って開催されたことを明らかにしている⁴⁴。

また、杉田議員は昨年2月の衆院予算委員会第4分科会でも科研費について追及し、東京大学の外村大教授が獲得した科研費研究の成果として、「今日までの歴史研究は本人の意思に反し、暴力的に朝鮮人を労働者として連れてくるという行為が行われていたことを明らかにしてきた」等と書かれた岩波新書『朝鮮人強制連行』を出版し、科研費を使って韓国語版を出版したことを批判した。

この点について白河司氏は、「日本政府が認めていない徴用工問題("強制連行""虐待" 云々)を日本の国立大学である東京大学の教授が韓国側の主張に沿った本を出版し、その 韓国語版が韓国で出版されたとなると政治利用されて、外交上も不利になるのは間違い ない。それが科研費で行われたのなら、政治家として問題視するのは当然だろう」と述べている 45 。

勿論、反日的研究をする自由も「学問の自由」として尊重されなければならない。しかし、中国で開催された「南京大虐殺国家追悼式典」に参加するための往復航空券代や反日集会の活動費等が科研費で支出⁴⁶されることは問題であり、そうした研究を科研費で支援するような審査の在り方や使途のチェックの在り方は改める必要がある。

菅総理が任命拒否した3名の学者は「民主主義科学者協会法律部会」の関係者であるが、「民主主義科学者協会」は昭和21年1月に結成された共産党の下部組織であり、日本学術会議の設立に「異常な関心を示した」GHQの経済科学局技術部のハリー・ケリー次長が「実質的な生みの親」で、占領初期に活躍したニューディーラー路線の一環として、軍国主義の一掃を目指す「精神的武装解除」という占領目的のために、日本学術会議の中に「民科派」を作り、共産主義者を活用した。

日本学術会議が昭和25年に提言した「元号廃止、西暦採用についての申し入れ」によれば、「科学と文化の立場から見て、元号は不合理」であり、「新憲法の下に、天皇主権から人民主権に変わり…民主国家の観念にもふさわしくない」と明記されている。国境を重視しない「人民」主権と「国民」主権とは全く異なる。

日本学術会議の最大の問題点は、中国が尖閣諸島近海の日本漁船を脅している今日においても「軍事研究反対」という「ガラパゴス的平和主義」から脱却できないことである。 日本学術会議に設置された「安全保障と学術に関する検討委員会」には、安全保障の専門家が全くいない。また、後述する日本学術会議の道徳教育分科会にも、倫理思想の専門家はいるが、道徳教育の専門家がいない。

10 日本学術会議の道徳教育分科会報告の問題点

令和2年6月9日に日本学術会議哲学委員会哲学・倫理・宗教教育分科会が公表した報告、「道徳科において『考え、議論する』教育を推進するために」の内容も問題点が多い。

同報告には次のように書かれているが、道徳教育の根本認識についての議論を深める 必要がある。

「道徳教育は、道徳的社会への構築への参画を子供に促すようなものでなければならない」「シティズンシップ教育とは、社会変革と創造に参画する主権者を育てる教育のことであり、…道徳教育をシティズンシップ教育へと発展的に解消すべきである」「道徳性とは社会制度的・政治的な問題であり、個人の心の問題にすり替える操作をする『心情主義』が問題」「『価値観の注入』ではなく、主体的対話的な『手続きの道徳性』の涵養を目的とすべきである」「文部科学省編『私たちの道徳』の道徳観は国際人権論に反しており、自他の権利や尊厳を守ることができない人間を育てる等の危険性がある」「『お母さんへの請求書』は母親の無償労働という伝統的役割、自己犠牲を押し付ける『古い価値観』」「道徳の問題を心の問題にしてしまう『心理主義化』や『心情主義』が問題」『心理主義化した道徳教育には、各人の利益を対話により調整するという政治的過程が欠落している」「重んずるべき大きな価値は多様性である。価値の多様性に鑑み、暗黙の裡に身に付けている道

徳的価値を反省的に吟味することを可能にするような『考え、議論する』道徳の推進に協力する」⁴⁷

同報告の作成に関わり多大な影響を与えた松下良平著『知ることの力一心情主義の道徳教育を超えて』は、「心情主義の(道徳)教育(つきつめれば<心の教育>)の幻想に取りつかれて、文部科学省のかけ声に合わせながら皆が一斉に同じ方向につきすすみ、誰も責任を自覚しないままに、空虚で危険な試みが続けられている」と述べ、「知行不一致現象の拡大再生産」を行い、「『心』という空虚な実態一人々を魅了し肯かせるが、実際にはどこにも存在しないもの一に寄りかかりつつ繰り広げられてきた」「心情主義的道徳教育論の誤り」を強調した48。

これらの「心情主義的道徳教育論」批判に対する最も鋭い反論が、ジョナサン・ハイトが『しあわせ仮説』⁴⁹で指摘した、直観や情動ではなく、思考に働きかけてきた「道徳教育の深刻なあやまり」という指摘である。(詳しくは、拙稿「脳科学から道徳教育を問い直す一新たな道徳教育学の樹立を目指して(1)」『モラロジー研究』84号所収論文、令和元年、同「感知融合の道徳教育についての一考察」『道徳教育学研究』創刊号記念論文、令和2年、参照)。筆者はこの点に焦点を当てた研究発表を2年間で4回、日本道徳教育学会で行ったので、発表要旨を参照してほしい。

「セクシュアリティの多様性」「宗教的多様性」を尊重する視点から、同報告が「日本のマジョリティの習俗や伝統行事、例えば、『七夕』『盆踊り』や『神社の祭り』や『生命や美など、人間の力を超えたものに対する畏敬の念』が、…宗教的良心からの不服従も含め、どのようにして宗教的・文化的な少数者の価値観と権利を擁護するかを道徳教育の課題とすべきである」50と結論づけている点には疑問が残る。多様性に「通底する価値」の視点が欠落しているからである。

ちなみに、日本学術会議法学委員会「社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会」が 令和2年9月23日に提言「性的マイノリティの権利保障をめざしてⅡートランスジェンダー の尊厳を保障するための法整備について―」⁵¹を公表していることも注目される。

おわりに

日本学術会議の歴史教育・ジェンダー・道徳教育分科会提言・報告を中心に考察してきたが、歴史教育分科会が提言した「歴史基礎」科目の提案が、油井大三郎氏(分科会委員長・中教審委員・高大連携歴史教育研究会会長を兼任)を通して、中教審の議論に影響を与え、新科目「歴史総合」として結実したといえる。

同分科会の議論は「歴史的思考力を鍛えることが重要」というコンセンサスに基づいて、「知識を構造化する力、歴史を構築する作法を身に付けるのが、今後の歴史教育の課題である」として、「新たな高校歴史科目へのジェンダー史の導入」を提言した。その成果として、『ジェンダーから見た日本史』『ジェンダーから見た世界史』が高校歴史教科書のサブテキストとして出版されるに至った。

特定の思想、イデオロギーに根差した「ジェンダー主流化」や日本の過去を断罪、糾弾する歴史教育が「歴史的思考力の育成」といった大義名分のもとで繰り広げられていくと

考えざるを得ない。世界史と日本史をジェンダーの視点で読み替え、教科書記述を修正する取り組みにも、歴史用語の精選にも十分な注意が必要だ。日本学術会議の多くの分科会が連携し、多額の国費が注ぎ込まれ、共同研究の成果として推進される構図にも疑問を抱く。今後、どのような教科書が出てくるのか。これは検定結果を待つしかないが、彼らの取り組みが成就すれば、日本国民が共有してきた歴史観や歴史認識が、学校教育を通じて崩されてしまう危惧を抱く。一連の経過をつぶさに検証しながら、新科目が学校教育現場に何をもたらすか、その問題点を洗い出していく必要があろう。

高校歴史教科書の検定結果が3月下旬に公表されるが、「ジェンダー」を核とした「基軸的な概念用語」に対する文科省の検定結果が注目される。検定結果次第では、新たな歴史教科書論争に発展する可能性も高いと思われる。日本学術会議の提言の経緯をたどりつつ、「歴史用語の精選」「歴史的思考力」「基軸的な概念用語」「多面的・多角的な」「考え、議論する」「アクティブ・ラーニング」重視の歴史教育改革の問題点について考察してきた。考察が多岐にわたり、論点が拡散したが、網羅的に論じてきた各論の一つひとつを今後さらに堀下げて考察を深め、とりわけ中教審答申・論議との関係について検証していきたい。

なお、「歴史用語の精選」について反発が強かったため、日本学術会議は高大連携歴史教育研究会の「アンケート調査のお願い」に名を連ねたことに対して、「関係者の意向の分布などを確認することにより、高校の学習や大学入試に必要と考える用語数の量的な水準に係る、今後の日本学術会議における議論の参考になると考えたからです。日本学術会議としては、『用語精選案』を支援・推奨する意図はありません」と弁明している。

しかし、日本学術会議高校歴史教育分科会が平成24年5月8日に高大連携歴史教育研究会の桃木至朗運営委員長・副会長、平成25年6月8日に油井大三郎同会長から「歴史用語限定のガイドライン」等について報告させ、連名でアンケート調査を実施していることから、両者の緊密な協力関係は明白である。

また、平成28年12月の中教審答申は歴史と生物について、「重要用語を中心に整理」するよう答申したが、高校学習指導要領改訂案では歴史は賛否があるとして用語数の目安を示さなかった。これについて文科省は、「中教審答申は指導要領ではなく教材に言及したもの」であり、「歴史は民間レベルの提言に賛否がある」とコメントしている。

「選択的夫婦別姓」問題については、「夫婦別姓訴訟」を再審理する最高裁大法廷の新判決は約半年後と予測されるが、平成27年の夫婦同氏制度の合憲判決が覆るか予断を許さない状況にあり、国連の委員会と結託した新たな動きも見られる。

昨年3月に52団体が加盟して結成した市民団体「女性差別撤廃条約実現アクション」が同条約の「選択議定書」批准を求める請願署名を集め、国会議員・地方議員への働きかけを強めており、6月20日・11月19日に議員会館で開催された集会で、林陽子国連女性差別撤廃委員会前委員長と日本学術会議「ジェンダー法分科会」委員長の朝倉むつ子早大名誉教授が早期締結を訴えた。臨時国会の代表質問で立憲民主党の枝野代表と共産党の小池書記局長が菅総理に批准を迫り、「早期締結について真剣に検討している」と総理は答弁した。

ちなみに、同「選択議定書」は1999年に国連で採択され、すでに世界144カ国が批准しているが、アメリカも批准していない。議定書は同条約が保障する権利が侵害され、裁

判など国内の救済手続きを尽くしても救われない場合、個人や団体が国連の委員会に救済を申し立てる「個人通報制度」を定めている。通報を受けた国連の委員会は、締約国に意見と勧告を通知するが、同条約の実施状況が審議される2021年の同委員会において、夫婦別姓を認めるような救済を勧告する可能性が高い。

「女性差別撤廃条約実現アクション」の朝倉むつ子共同代表と、国連女性差別撤廃委員会の林陽子前委員長が集会で連携していることは、国内の左派の運動団体と国連の委員会の親密な関係を物語っており、国連勧告という外圧を利用して日本政府を揺さぶろうとしている。

選択的夫婦別姓・全国陳情アクションと共同調査を実施した棚村政行教授も日本学術会議の「ジェンダー法分科会」幹事で、「賛成は70,6%、反対は14,4%」と結論づけたインターネット意識調査結果(実際には「自分は夫婦同姓がよいが、他の夫婦は別姓でも構わない」を「賛成」としてカウントし、「別姓を選べないために結婚を諦めたことや、事実婚にしたことがある」は1,3%で、20代の女性が最も少ないにもかかわらず、20~30代の賛成が8割以上と強調している)がNHKテレビや朝日新聞などで大々的に報じられ、自公議員への精力的な働きかけが功を奏して、地方議会決議が全国的に広がった。同様の動きを、「選択議定書」の批准を求める「女性差別撤廃条約実現アクション」が組織的に展開しており、国会・地方議員・マスコミ、国連に対して働きかけを強めている。日本学術会議ジェンダー法学会の委員長と幹事が全国的な運動を牽引している点が注目される。

ちなみに、夫婦別姓・全国陳情アクションと女性差別撤廃条約実現アクションを主導している日本学術会議「ジェンダー法学会」の朝倉むつ子委員長の科研費総額は7800万円、同幹事の棚村政行教授の科研費総額は1億円を超えている。

歴史学とジェンダー研究がドッキングして、「ジェンダーから歴史を読み替える」という新たな動きが日本史と世界史で見られるが、平成17年の第2次男女共同参画基本計画では、山谷えり子内閣府政務官の尽力もあって、3分の1の大学で「女性学」が必修または選択必修であったが、「フェミニズム正当化のイデオロギーである女性学」を必修とすることの問題性を指摘し、基本計画から女性学は削除された。

しかし、5年後の第3次基本計画は民主党政権下で、福島瑞穂・岡崎トミ子男女共同参画担当大臣等の尽力により、「女子差別撤廃委員会の最終見解も踏まえ、選択的夫婦別氏制度を含む民法改正が必要である」「高等教育機関において、ジェンダー研究を含む男女共同参画社会の形成に資する調査・研究の一層の充実を促す。また、研究成果を、学校教育及び社会教育における教育・学習に広く活用し、社会への還元を促進する」「日本学術会議においては、ジェンダー研究を含む男女共同参画社会の形成に資する学術研究及び教育制度について、…多角的な調査、審議を一層推進する」と明記し、大学のジェンダー研究を推進し、研究成果を学校教育で活用することになった。そのために日本学術会議が関わることが国策として位置づけられ、強力に後押ししたのである。

「歴史学におけるジェンダー主流化」を目指す共同研究が巨額の科研費の成果物として、 『歴史を読み替える ジェンダーから見た日本史』『ジェンダーから見た世界史』(大月書店)として出版された。

余談になるが、筆者は内閣府の男女共同参画会議の有識者議員を4期8年務め、第4次・5次基本計画の策定に同基本計画策定専門調査会のメンバーとして関わってきた。

また東京都(平成18年~現在)や荒川区、仙台市でも審議会委員を務めてきた。いずれにおいても筆者が委員になることに対して、大きな反対運動が巻き起こり、800人以上の反対署名や、全委員が反対を表明し抗議する等という異常な事態となり驚いた。幸い、第2次安倍政権下で菅官房長官になってから、第1次安倍政権下と同様の反対の動きが水面下であったようであるが、「高橋は男女共同参画に反対しているのではなく、真の男女共同参画とは何かを主張しているのだ」という見解が示されたことによって、騒ぎは鎮静化したようである。

このように鳴り物入りでスタートした男女共同参画会議であったが、最も驚いたのは、男女共同参画政策に「不都合な真実」は隠蔽されたことであるが、これについては後述する。動物行動学研究家でエッセイストの竹内久美子氏が令和元年9月4日付産経新聞「正論」に、「『男女格差』解消というけれど」というタイトルで、興味深い問題提起をしている。男女共同参画政策をめぐる議論で頻繁に持ち出されるのが、「ジェンダーギャップ指数」という用語である。

この用語は、経済参画・教育・健康・政治参画という4分野の男女格差を表すもので、 男を1とした時の女の割合を示し、1が完全な男女平等で、どれほど1に近いかが議論 の的になる。レベルは不問にして、比率の数値のみを取り上げる計算方法でジェンダー ギャップ指数が発表されているが、その根拠は極めて薄弱でまやかしに過ぎない。この 奇怪なジェンダーギャップ指数が、男女共同参画の基本計画や政策の根拠となっている のである。

竹内久美子氏は、ジェンダーギャップ指数の健康分野の中の「出生時の男女比」と「健康寿命の男女比」という項目に異を唱え、男女格差があるという指摘はおかしいと、次のように批判している。

「出生時に男は女よりもやや多く生まれる。これは全くの生物学的問題で、一つには男の方が生涯にわたって死にやすく、繁殖年齢に達した頃に男女比が1対1になるよう、やや多めに生まれてくるという意味があるのである。女の寿命が長いのも生物学の問題だ。ギャップがあるから是正すべき、という問題ではないのである。」

昨年2月の環太平洋大学の193カ国の「女性国会議員比率」調査によれば、スウェーデンの下院は47%で7位であるが、それは女性の比率を4分の1にする「クォータ制」という割り当て制度を導入した結果である。ちなみに、日本は9,9%で166位、アメリカは23,4%で81位、1位はルワンダ、2位はキューバ、3位はボリビア、4位はアラブ首長国連邦で、いずれも女性が過半数以上を占めている。

アメリカの専門誌の複数の論文によれば、男女の格差の解消を目指すポジティブアクション (積極的改善措置)を推進したノルウェーで、上場企業の女性役員が占める割合を18%から40%に倍増するクォータ制を導入したところ、利益率が減少して企業価値が暴落し、上場する企業が激減し、有害な面もあることが実証済みである。クォータ制の効果を検証した論文によれば、「クォータ制の効果が女性の企業での指導性のスタイルに指針を与えるかは疑問である」と結論づけている。

わが国でもクォータ制の導入を巡る議論が行われているが、わが国の男女共同参画政策に関する「不都合な真実」が数多くあることが、最近の国内外の研究調査⁵²によって明らかになった。その第一は、「夫は外で仕事をし、妻は家庭で主婦をする」などの固定的

性別役割分担が、アメリカでも90年代半ばから増加しており、三つの大きな調査機関で もそのような結果が出ている。

第二に、「どんな女性が最も幸せか」という問いに対する答えは「専業主婦」であることを、国際的なデータ(アメリカの経済紙「経済政策」2009年の論文"The Paradox of Declining Female Happiness.")が実証している。

第三に、日本大学院総合科学研究科の人口経済学者・小口直宏教授によれば、「ほぼすべての国において、女性が働くと出生率が下がる」ことが明らかになっている。女性の就業率を高めれば出生率が上がるというデータは見せかけにすぎず、両者は負の相関関係にある。

数年前に首相官邸で開催された男女共同参画会議で、こうした論文資料を出席した大臣に配布しようとしたところ、有識者議員によって実力阻止された苦い経験がある。かつて安倍政権は「日本再興戦略」改訂に基づき、「主婦などが育児などの経験を活かして能力を最大限発揮」できるよう、「女性のチャレンジ応援プラン」を取りまとめ、「主婦の活躍の場」を拡大し、「主婦力」を発揮できるよう応援することにしたが、このような専業主婦を含めたすべての女性が活躍できるように、バランスの取れた施策にすることが時代の要請である。

犬養毅元首相の孫である犬養道子は、『男対女』で次のように指摘している。

「おぎないあうふたつの異なる存在としての両性の価値――限りなく大きなすばらしい価値を(中略)女性の社会への進出や、社会的地位の向上、差別なき賃金等を論じるにしても、ただ異性を標準として『戦いを挑む』のではなく、男性と異なる女性の特質をよりよく引き出す、もっと積極的具体的な発想法を打ちたてねばならない。」(中央公論社、1980)

男女の人権の平等の徹底とともに、犬養道子が「永遠に女性的なるものの讃歌」と表現した「いのちを胎内にはらみ、新しい人間をひとりこの世に送り出し、その人間を育て上げ、日々食べさせて生き永らえさせ、内的生命を開花させるということの、何とおそろしいまでに大きな仕事であることか」という女性の絶対的特性をそのまま受容し、男女という異質の絶対的存在性を認めた男女共同参画社会を実現し、男女の「通底」する価値を尊重する必要がある。

社会学者の鶴見和子は「異なるものが異なるままにお互いを助け合い、お互いに補い合い共に生きる道」すなわち、「異なったものがことなったままにお互いを尊重しながら、 根底で響き合うものをもつ」「お互いに独自性を尊重しながら、その底に響き合うものを読み取ろうとする方向へ向かう」ことの大切さを力説した。

「多様性」を認める「寛容性」にとどまらず、男女の「通底する価値」を探り、違いを活かし合い、補い合い、高め合いながら、新たな秩序を共に創っていく円熟した「男女共創共活社会」を目指す必要があるのではないか。男女が補完し合って和合の文化を作り上げてきた日本文化の良さを生かしつつ、男尊女卑の差別意識と社会制度を変革し、男女が平等に協調して共創する、新たな「機会の均等」を制度的に保障していくことが大切である。

最後に、4期8年務めた男女共同参画会議の最後の会議(令和2年12月25日)における 筆者の発言で本稿を締めくくりたい。

「犬養毅元首相の孫娘で世界の難民救済活動にご尽力された犬養道子さんは、『子供の

権利』を無視しない『命を産み育てる女性の権利』の尊重を訴えられました。その視点から、私は前回の男女共同参画会議(11月11日)で選択的夫婦別姓問題について、「子供への影響」「子供の最善の利益」も考慮する必要があると申し上げました。その意味で、第3次及び4次計画の「家族に関する法制の整備」という従来の見出しに戻ったこと、新たに「子供への影響や子供の最善の利益を考える視点も十分に考慮し」という文章が追加された点を評価したいと思います。今後の『男女共同参画』『女性活躍推進』に当たっても、次代を担う『子供の権利と最善の利益』を無視しない『命を産み育てる女性の権利』という大養道子さんの視点53もどうか忘れないでいただきたいと思います。」

筆者は「フェミニズム」そのものを批判しているのではない。最初に日本でフェミニズムの運動を起こした平塚らいてうは、『元始女性は太陽であった』(大月書店、平成4年)の「あとがき」に、「母性の仕事を、種族の未来にかかわる公的なものとして認め、社会が責任をもっていくということでなければ、女が完全に解放されたことにならなでしょう」「女性が、男との同等を焦るあまり、自分の性を否定してはいけません」と明記している。平塚は母性主義の立場を貫き、現在のフェミニズムは母性そのものを完全に否定している。筆者はこのような、母性を否定するフェミニズムによって歴史を読み替えることに、疑問を呈しているのである。

歴史教育への「ジェンダー史の導入」においても、特定の思想やイデオロギーに捉われない、バランスの取れた教育的配慮が求められることは当然であろう。ジェンダー平等に無神経な森喜朗失言の波紋が急速に広がっているが、男尊女卑の悪しき風潮は意識・制度の両面で断固として排除しなければならない。本論文はその大前提に立脚していることを確認しておきたい。

注

- 1 日本学術会議史学委員会「歴史認識・歴史教育に関する分科会」報告(平成23年9月20日) 40-42 頁
- 2 同、13-15頁
- 3 三成美保・姫岡とし子・小浜正子編『歴史を読み替える ジェンダーから見た世界史』大月書店、 平成26年、16-17頁
- 4 同、178頁
- 5 同、16頁
- 6 同、178頁
- 7 同、10頁
- 8 同、11頁
- 9 大崎麻子「ジェンダー主流化の20年(2)」『共同参画』平成30年6月号、内閣府男女共同参画局、14頁
- 10 日本学術会議史学委員会「歴史学とジェンダーに関する分科会」報告書(平成26年6月9日)9-10 百
- 11 日本学術会議史学委員会「歴史認識・歴史教育に関する分科会」報告(平成19年7月26日)19頁
- 12 日本学術会議史学委員会「歴史学とジェンダーに関する分科会」記録(平成29年9月22日)4頁
- 13 同、5頁
- 14 同、6頁
- 15 同記録(令和2年8月4日)1頁

- 16 日本学術会議史学委員会「高校歴史教育に関する分科会」提言「再び高校歴史教育のあり方について」平成26年6月13日、iii 頁
- 17 同、4頁
- 18 同、5頁
- 19 同、12-13頁
- 20 同分科会提言「『歴史総合』に期待されるもの」(平成28年5月16日) ii 頁
- 21 同、4頁
- 22 日本学術会議史学委員会「歴史認識・歴史教育に関する分科会」報告(平成19年3月5日)5-6頁
- 23 日本学術会議史学委員会史学委員会「高校歴史教育に関する分科会」・日本歴史学協会歴史教育特別委員会・高大連携歴史教育研究会運営委員会「高等学校歴史教科書・大学入試出題用語精選基準に関するアンケート調査のお願い」平成29年11月
- 24 藤岡信勝「坂本龍馬を教科書から消すな」『正論』平成30年3月号、174頁参照。藤岡は「旧講座派系歴史学者たちの反撃を意味していると断定して差し支えない。旧講座派理論とは、コミンテルンの『32テーゼ』に由来する日本近代史の見方であって、明治維新を封建制の最後の段階である『天皇制絶対主義』国家の成立としてとらえていたものである」と指摘している。
- 25 鈴木正弘①「世界史教育の断末魔の悲鳴が聞こえる一日本学術会議『提言』『再提言』の諸問題と疑念を中心に一『教育社会史史料研究』第8号、平成26年、1-40頁
 - 同②「『歴史基礎』は何処に向かうのか一久保亨『高校歴史教育の見直しと「歴史基礎」案』と油井 大三郎『歴史的思考力の育成と高大連携』に対する疑念一」同第9号、平成27年、久保と油井の 論文は歴史科学協議会発行の『歴史評論』平成27年5月号、13-22頁
 - 同③「高校の歴史教育は何を『期待』されているのか一日本学術会議史学委員会高校歴史教育に関する分科会提言『「歴史総合」に期待されるもの』に対する疑念一」同第11号、平成29年、1-6頁同④「『歴史総合』への道は歴史教師の『努力』と『理想』で敷き詰められるか一歴史教育シンポジウム報告『「歴史総合」をめぐって』における歴史教師像一」同第12号、平成29年、1-6頁
 - 同⑤「『精選』に名を借りた新たな『暗記』用語の提案の問題点」同「もっと議論を…ー『シンポジウム:歴史教育の未来を拓くⅢ一歴史教育改革の具体像一』の議論に接して一」『教育社会史史料研究』第13号、平成30年4月、1-40頁
- 26 向野正弘「『責任』と『合意』の行方」『同』第15号、令和元年3月、47-55頁
- 27 鈴木寛・岩瀬直樹・今井むつみ・市川力、井庭崇編著『アクティブ・ラーニングー創造社会の学びと教育』 慶応義塾大学出版会、令和元年、276頁
- 28 前川喜平インタビュー「個人を大切にする教育を一教育行政の中枢を担った経験から」アジア女性 資料センター『女たちの21世紀』第92号、平成29年12月、6-14頁
- 29 前掲書3,11頁
- 30 上野千鶴子対談集『ラディカルに語れば…』平凡社、平成13年。大沢真理、河野貴代美、竹村和子、足立真理子との対談集で、大沢真理との対談において、男女共同参画社会基本法の思想的背景を解説。中川八洋・渡部昇一『教育を救う保守の哲学』(徳間書店、平成15年)によれば、同基本法は日本独自の「ジェンダー・フリー教育」に代表される「第三期フェミニズム」の法制化で、第一期はJ・S・ミルの『女性の解放』等に代表される「リベラル・フェミニズム」で、第二期は1960年代に始まった米国のウーマン・リブ、つまり「(男性からの)女性の解放」のフェミニズムで、日本ではマルクスやエンゲルスの「家族解体」を継承する「マルクス主義的フェミニズム」に成長し、上野千鶴子はその一人であるという(122-123頁)。
- 31 拙著『これで子供は本当に育つのか』MOKU出版、平成19年、84-87頁
- 32 同、87-88頁
- 33 同、10頁
- 34 日本学術会議法学委員会ジェンダー法分科会・社会学委員会複合領域ジェンダー分科会・社会学委員会ジェンダー研究分科会・史学委員会歴史学とジェンダーに関する分科会提言「男女共同参画社会の形成に向けた民法改正」(平成26年6月23日) IV頁
- 35 同、16頁
- 36 同、14-15頁
- 37 同、7頁
- 38 平和政策研究所「『個人』単位社会から『家庭』単位社会確立への提言」 平成24年、「家族保護のた

- めの民法改正への提言」令和2年、参照
- 39 八木秀次『反「人権」宣言』 ちくま新書、平成13年、189-200頁
- 40 意見書と議事録は公開
- 41 中山茂「占領と日本学術会議」、思想の科学研究会編『共同研究/日本占領軍一その光と影・上巻』 所収論文、昭和53年、346-361頁
- 42 竹前栄治・中村隆英監修『GHQ日本占領史』第51巻『日本の科学技術の再編』日本図書センター、 平成10年、1-33頁
- 43 白河司「任命拒否六教授の『身体検査』報告、月刊『WiLL』令和2年12月号、79-80頁
- 44 同『日本学術会議の研究』WAC、令和2年、150頁
- 45 同、160頁
- 46 同、149頁
- 47 日本学術会議哲学委員会哲学・倫理・宗教教育分科会報告「道徳科において『考え、議論する』教育を推進するために」令和2年6月9日、1-20頁
- 48 松下良平『知ることの力一心情主義の道徳教育を超えて』 勁草書房、平成29年、146-218頁
- 49 ジョナサン・ハイト『しあわせ仮説』新曜社、平成23年
- 50 日本学術会議哲学委員会哲学・倫理・宗教教育分科会報告「道徳科において『考え、議論する』教育を推進するために」14頁
- 51 日本学術会議法学委員会「社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会」令和2年9月23日、資料 ⑫ 「国連人権機関からの日本政府への勧告一性的マイノリティの権利保障に関する言及を含む箇所」参照
- 52 Kristen Schultz Lee, Hiroshi Ono, "Specialization and happiness in marriage: A U..S-Japan comparison", Social Science Research. 37 (2008) 1216–1234
 Betsey Stevenson and Justin Wolfers, "The Paradox of Declining Female Happiness"
 American Economic Journal: Economic Policy 2009, 1:2, 190-225
- 53 犬養道子『男対女』中央公論新社、昭和50年、同『あなたに今できること』中央公論 平成12年、 参照